

救急救命士の実習に御協力をお願いします!!

- 不慮の事故等で心臓が止まった場合、真っ先に駆けつけるのが消防署の救急救命士です。現在、救急救命士には、除細動（停止した心臓に対する電気ショック）や輸液などの医療行為が認められております。
- 厚生労働省と総務省消防庁、医学会代表者、有識者が、救急現場における心肺停止者の救命率を向上させることを検討した結果、新たに救急救命士による気管挿管が認められることとなりました。
- この気管挿管の実施に当たっては、1人の救急救命士が30回の実習を行う必要があります。
当院では、救急救命士の職務の重要性にかんがみ、この実習を受け入れることといたしました。
- 救急救命士は、半年にわたる教育を受け、国家試験に合格した者です。このうち、当院で実習を受ける者は、県の消防学校で、人形を使用した実習を含む気管挿管の特別の講習を受け、修了試験に合格しております。
- 実習に当たっては、麻酔科の専門医が常時付き添って指導に当たり、麻酔科医が通常行う際と同様の安全性を確保しながら実習を行います。また、患者様には、事前に麻酔の方法や安全性などについてご説明いたします。
- 以上のことから、この実習について患者様には何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。
なお、患者様からこの実習に御協力をいただけない場合、今後の治療で不利益を被ることは全くありませんので申し添えます。



全身麻酔を受けられる患者様へ